

むち打ち損傷における自賠責保険での後遺障害等級認定の実情

平成28年10月13日発表

にわ法律事務所 丹羽 洋典

第1 はじめに

1 本勉強会は、当事務所において、設立以降4年半の間に依頼を受けた、いわゆるむち打ち損傷（頸椎捻挫・打撲・挫傷、外傷性頸部症候群、腰椎捻挫・打撲等）により症状が残存し、自賠責保険（共済含む・以下同じ）に対し被害者請求を行った154件の事案を分析し、自賠責保険におけるむち打ち損傷の後遺障害認定実務の実情を明らかにするものである。なお、紛争処理機構による後遺障害認定は、今回は触れないものとする。

2 視点

(1) 当事務所では、後遺障害認定のために必須の要件として、下記の4要件を挙げている。

- ① 事故態様
- ② 通院実績
- ③ 症状の一貫・連続性
- ④ 症状の重篤・常時性

これらを満たせば、基本的に14級9号の認定を受けることは可能と考えている。

(2) これら4要件に加え、以下の修正要素があると考えている。

ア 積極要件

- (ア) 画像所見
- (イ) 上下肢症状
- (ウ) 神経ブロック注射などの治療
- (エ) 症状固定後の通院実績
- (オ) 共同不法行為

イ 消極要件

- (ア) JA 共済連
- (イ) 児童・若年者（10代まで）
- (ウ) 既往症
- (エ) 診断書等に強調された症状の改善傾向の記載（資料2）
←治療効果の点から大いに疑問
- (オ) 受傷機転に対応しない広範かつ過剰な症状

第2 結果

- 1 153件中被害者請求による後遺障害認定の結果は以下のとおりである。
- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 12級13号（併合・相当含む）認定 | 6件（4%） |
| (2) 初回での14級9号（併合含む）認定 | 93件（60%） |
| (3) 初回非該当、異議で14級9号（併合含む）認定 | 28件（18%） |
| (4) 非該当 | 27件（18%） |

第3 12級該当事案

1 耳鳴での12相当認定事案

(認定要件)

- ア 事故態様が軽微でないこと
- イ 概ね受傷後1月以内に訴えがあり、耳鼻科に通院し治療を継続していること
- ウ 経時的な聴力・耳鳴検査で変動が少ないこと
- エ 発症機転となる頸部痛の訴えがあること

① 30代女性・四×四追突（38万円）・通院期間273日間（26日）

頸部痛・左耳鳴（4000Hz・28dB）

頸部画像所見なし

初回非該当、異議で認定（頸部痛非該当）

認定理由：事故当初受診した診療所発行「医療照会・回答書」上、「耳鳴の訴えあり耳鼻科紹介」とされていること、事故翌月以降受診した病院での治療内容に加えて、耳鳴の検査結果を踏まえれば、本件事故受傷に起因する症状と認められる。」

② 30代女性・四×四出合頭（不明）・通院期間249日（84日）

頸部痛・左上肢～手指しびれ感・右耳鳴（125Hz・30dB）

Xp 上骨棘、椎間間隙の狭小化

初回非該当、異議で認定（めまい、頸部痛でもそれぞれ14⑨）

認定理由：「受傷形態ならびに症状推移等を勘案すれば、本件事故に起因するものと捉えられ、本件事故後に実施された耳鳴検査において、耳鳴の存在が認められる。」

③ 50代女性・四×四出合頭（42万円）・通院期間295日（82日）

頸背肩甲部痛・右耳鳴（125Hz・38dB、10000Hz・55dB）

頸部画像所見なし

初回認定（頸肩部痛等14⑨）

認定理由「受傷形態ならびに症状推移、純音聴力検査結果等を勘案すれば、本件事故受傷に起因する症状と捉えられ、耳鳴検査において、右耳鳴の存在が認められる。」

2 頸部痛・上肢症状による12級13号認定事案

(認定要件)

- ア 事故態様が重篤
- イ 上肢（頸部由来）下肢（腰部由来）症状があること
- ウ 症状と一致する画像所見の存在（資料1）
 - *事故起因の病変であることまでは不要
- エ 症状と一致する神経学的検査結果の存在（資料2）
- オ Dr による画像上の神経への圧排と症状の原因である旨の指摘

① 30代男性・転×四・転停止中に四後退して衝突、転倒

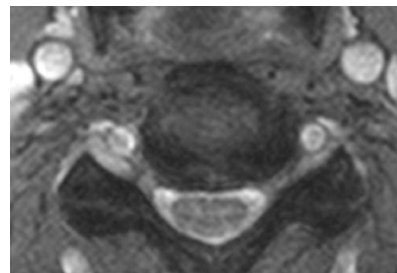
通院期間321日（113日）

頸部痛、両上肢から両手特に右第1乃至3指の痛み・しびれ感

画像所見 MRI 上 C5/6/7 椎間板の突出による脊髄への圧排所見



C5/6



C6/7



検査所見 電気生理学的検査での正中運動神経・感覚神経の伝導異常

Jackson・Spurling 左右陽性

初回14⑨、異議で認定

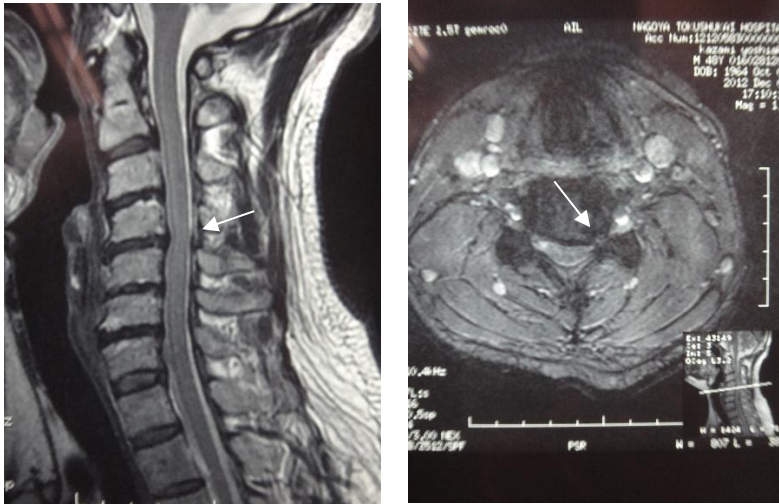
認定理由「新たな診断書上「MRI 上は C5/6 の hernia による神経圧迫を認める」との所見が認められ、新たに提出された頸部 MRI 画像を含めて、提出の画像を検討した結果、椎間板膨隆による脊髄や神経根圧排所見が認められ、画像所見と一致する知覚障害も一貫して認められていることなどを踏まえれば、他覚的に神経系統の障害が証明されるものと捉えられる」

② 40代男性・四×4Tから2度追突（不明）

通院期間350日（201日）

頸背部痛、両上肢特に左上腕撓側第1～3指にかけてのしびれ感

画像所見 MRI 上 C4/5 椎間板左後方への突出による脊髄圧排



検査所見 電気生理学的検査での左 C6 乃至 Th1 二次ニューロン障害

腱反射両上肢全体的に低下

三角筋、上腕三頭／四頭筋、尺側手根屈筋、撓側手根伸筋、長母指伸筋、小指外転筋 4～4+

Jackson・Spurling 左陽性

初回で認定

認定理由「提出の画像上、椎間板膨隆による左優位の脊髄圧迫所見が認められ、医療照会回答書上、神経学的にも両上肢の腱反射異常や左上肢の筋力低下等の所見が認められることから、他覚的に神経系統の障害が証明されるものと捉えられる」

③ 40代男性・四×4T・4台の玉突き最後尾（100万以上・経済的全損）

入院6日・通院期間198日（119日）

左頸部・左肩から上肢（親指にかけて）の痛み・しびれ感

画像所見 MRI 上 C5/6 椎間板ヘルニアによる神経圧迫、Xp 上伸展位の圧迫増強

*Dr 意見書：外傷性の病変否定

検査所見 左手関節伸展筋 4、左 C6 領域の感覚低下、腕撓骨筋腱反射低下

初回 1 4 級、異議で認定

Jackson・Spurling 左陽性

認定理由「提出の頸部画像上、第5／6頸椎で左神経根の圧迫所見が認められ、神経学的にも左上肢の腱反射等の異常所見が認められること等から、他覚的に神経

系統の障害が証明されるものと捉えられる」



第4 非該当事案

1 JA 共済連

JA 共済連は、損保料率機構で認定を行うその他大多数の自賠責保険・共済と異なり、自社で後遺障害等級認定を行うため、むち打ち損傷による等級認定は出ない（と思われる）。

むち打ち損傷に限らず、異議申立てを行うことは必須（脊柱圧迫骨折非該当⇒8級相当、高次脳機能障害12級⇒9級）。

① 40代女性 四×四・追突（50万円）

通院期間309日（病院55日・接骨院153日・計208日）

頸部痛、左肩部～左上肢痛、左手指の痛み及びしびれ感

左腰部痛

画像所見 C3/4 C5/6/7/T1/T2 椎間板の後方への膨隆（T1/T2強度）

L4/5/S 椎間板後方への膨隆

* 訴訟提起したが、後遺障害否定（民3イ係・戸田裁判官）

紛争処理申請をした方が良かった事案

② 30代男性 転×四・衝突転倒

通院期間211日（病院31日、接骨院100日・計131日）

頸肩部痛、右手のしびれ感

画像所見 なし

*依頼者の希望により傷害部分のみで示談

③ 30代男性 四×四追突（60万円）

通院期間192日（病院87日・接骨院11日・計98日）

頸部痛、左上腕外側～母指にかけてのしびれ感

画像所見 Xp 上 C4/5 部を凸とする後弯変形

MRI 上 C3/4/5/6 左寄り椎間板の膨隆等による各椎間孔の狭小化

*紛争処理機構で14⑨認定

④ 30代男性 四×四追突（20万）

通院期間233日（病院112日）

頸肩背部痛、腰痛

頸部 MRI 上 C3/4/5/6 軽度椎間板膨隆

*方針検討中 事故態様の軽微性から、紛争処理での認定は微妙か。

2 児童・若年者

いずれも非該当

① 12歳女子・頸部痛

*運転手父同乗者母の頸部痛は、それぞれ初回で14⑨認定

② 18歳男子・頸・肩・腰部痛、転×四、四×四の共同不法行為で否定

*後発事故運転者の母は頸・腰部痛で併合14級認定

③ 12歳女子・頸部痛

④ 13歳女子・頸部痛

3 相対的非該当事案

① 50代女性 バス（乗車中）×ダンプカーが10KM/hで後退して追突

通院期間299日（病院139日、接骨院23日 計161日）

後頸部・肩甲骨部の痛み、左上肢のしびれ感

非該当理由 画像上神経の圧迫所見なし、腱反射正常、筋委縮無、左上肢症状初診時無し・3か月後発症、頸部痛の推移表「軽減」

*症状の一貫性がないことに加え、事故態様の軽微性も加味されたと考えられる。

② 40代男性 四×四ドライブスルー内での10Km/h以下の追突（不明）

通院期間203日（病院44日、接骨院61日 計105日）

頸部痛

画像所見 MRI 上 C6/7 椎間板の後方左寄り膨隆による脊柱管の圧排

非該当理由「提出の画像上、本件事故による器質的損傷は認められず、後遺障害診断書上、「スパーリングテスト（－）、ジャクソンテスト（－）、徒手筋力テスト5」とされ、自覚症状を裏付ける客観的な医学的所見に乏しいことに加え、治療状況等も勘案した結果」

* 事故態様の軽微性から非該当とされたものと考えられる。

- ③ 40代男性 以前の事故で頸部につき14⑨認定 加重障害否定

- ④ 30代男性 四×トラック追突（不明）

通院期間197日（病院19日、接骨院130日 計149日）

頸肩部痛

画像所見なし

非該当理由「症状経過をみると、病院発行の診断書上、「薬物治療及びリハビリテーション施行し、徐々に症状の改善見られ始めた」、「リハビリテーション施行し、経過良好」とされ、症状の改善傾向が所見されていること」

* 経過診断書上、症状の改善が強調されていることが非該当の理由

- ⑤ 40代女性 二×四 双方停車中四動き出して追突・転倒意識障害有

入院4日、通院期間 203日（病院83日）

腰痛

画像所見 L5/S 後方正中ヘルニア

非該当理由 初診時から終診時における他覚的所見として、推移表で所見なしとされていること、症状経過として、診療録上「初診時左腰部痛軽度あるのみ」とされているほか、推移表上「軽減」とされているなど症状の改善傾向が窺われること

* 初診時の症状が軽微とされていたことが非該当の理由

- ⑥ 30代女性 四×四 出合頭（66万円）

通院期間364日（病院119日）

頭痛、頸・背部痛、左肩部痛、腰部痛、両下肢痛、右耳鳴

画像所見 MRI 上 C3/4/5/6 軽度椎間板の膨隆

L5/S 椎間板軽度後方膨隆、Xp 上 L5/S すべり症

非該当理由 画像上変性所見は認められるものの脊髄・神経根の圧迫所見は認められない、推移表上、腱反射・筋力・知覚障害「正常」、経過診断書上「全体的に症状軽快してきている」とされていることや、推移表上「頸部痛30%まで軽快」

とされている

*経過診断書及び推移表上、症状の改善傾向が強調

- ⑦ 30代女性 四×四 3台の玉突きの先頭（52万円）
 通院期間251日（病院17日、接骨院20日 計37日）
 頸部痛、左腰部痛
 非該当理由「1か月半医療機関での治療が行われていないなど治療状況等も勘案すれば、将来において回復が困難と見込まれる障害とは捉えにくい」
 *事故3か月目から4か月間病院への月1～2回の通院のみであり、8か月目から接骨院への通院開始した点や1か月以上の空白期間から、通院実績や症状の一貫性が問題にされた
- ⑧ 50代女性 以前の事故で腰部につき14級9号認定 加重障害否定
- ⑨ 30代男性 本件事故以前多数の交通事故、スノーボード等での転倒事故等による受傷歴あり
- ⑩ 20代男性 四×四追突（不明）
 通院期間296日（病院26日）
 腰の痛み
 *重度の身体・知的障害で、意思表示できず。
 腰を痛がるそぶりを見せ、独歩が不能となったことから、親の訴えに基づき後遺障害診断書を作成し、腰の症状で被害者請求
 非該当理由 既往症で9級10号認定したうえで、加重障害といえないとした。
 *運転者である父は、頸・腰の症状で併合14級認定
- ⑪ 50代男性 四×四 3台の玉突きの2台目（不明）
 通院期間203日（病院55日）
 右後頸部痛、背部痛
 MRI 未撮影
 非該当理由 推移表上、後頸部痛の初診時から終診時までの推移において「軽減」とされるなど症状の改善傾向が窺われる
 *同乗者妻50代は1度目で併合14級認定
 通院期間274日（病院115日）
 頸肩部痛、左上肢痛、腰痛
 CT 上、Th11の前方沁り

- ⑫ 30代男性 四×四追突（96万円）
 通院期間205日（病院5日、接骨院89日 計94日）
 頸部痛、右肩部から右第2指にかけての痛み、右第2指のしびれ感
 MRI画像上C4/5/6/7椎間板正中右寄りの膨隆
 非該当理由「明らかな外傷性の異常所見、脊髄や神経根への圧迫所見はいずれも認められず、後遺障害診断書上からも神経学的所見は認められない。その他症状経過等を勘案」
 ＊病院への通院が少ない通院実績に乏しいことから非該当とされたと考えられる。
- ⑬ 20代女性 四×四追突（103万円）
 通院期間238日（病院34日）
 頸部痛
 MRI画像上C2～7椎間板変性、C4/5右椎間孔狭窄
 ＊本人の希望により異議申立てせず
 非該当理由 外傷性の異常所見なし、有意な神経学的所見なし、症状経過・治療状況等も勘案」
 ＊受傷後そのまま旅行を継続
- ⑭ 20代女性 四×四追突（36万円）
 通院期間249日（病院16日、接骨院56日 計72日）
 頸肩部痛、腰部左大腿部痛
 頸腰部MRI所見なし、
 非該当理由 画像上、外傷性の異常所見や脊髄・神経根への明らかな圧迫所見は認められない。推移表上初診時から終診時ともに他覚的所見「なし」、推移表で症状は初診時から終診時ともに「軽減」とされている症状経過や治療状況等も勘案した結果」
 ＊病院への通院実績が乏しいことから非該当とされたと考えられる。
- ⑮ 20代男性 四×四追突（93万円）
 通院期間235日（病院10日、接骨院65日 計75日）
 左腰部～左大腿部痛・しびれ感
 L5/S右正中部のヘルニア
 非該当理由 下肢症状は事故後3か月を経過して出現しており、前記画像所見も踏まえれば、受傷後相当期間経過後に発現した左下肢症状については、本件事故と相当因果関係は認められない。
 推移表上、腰痛の初診時から終診時までの推移が「軽減」とされてい

る。後遺障害診断書上、「いつも痛いわけではなく、ふっとしたときに痛くなるとの訴えあり」とされていることから、「受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」とも捉えられない。

*病院への通院実績が乏しく、症状の一貫性や常時性がないとして非該当とされた。

以上